

貸 貸 借 契 約 書

貸 貸 借 名 称	福山地区消防組合水上消防署仮庁舎賃貸借								
貸 貸 借 料			百万			千			円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)			百万			千			円
(注) [()の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]									
貸 貸 借 期 間	自 2025年 8月 15日 至 2026年 3月 31日								
業 務 内 容	別紙図面 ー 枚、仕様書のとおり								
契 約 保 証 金 (契約金額の10/100以上)	免 除 [福 山 地 区 消 防 組 合 が 準 用 す る 福 山 市 契 約 規 則 第 6 条 第 1 項 第 5 号]								
そ の 他 の 事 項									

上記の業務について、発注者と受注者とは、次の条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

2025年（令和7年） 月 日

住 所	福山市沖野上町五丁目13番8号
賃 借 人	商 号 又 は 名 称 福山地区消防組合
名 前	管 理 者 枝 広 直 幹 印
住 所	
賃 貸 人	商 号 又 は 名 称
名 前	印

(賃貸借物件)

第1条 賃貸人は、別添の仕様書に基づき、仮庁舎（以下「物件」という。）を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借するものとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、賃借人、賃貸人協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報保護)

第2条 賃貸人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。契約完了後又は契約解除後も同様とする。

3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 賃貸人は、業務の全部を一括して、又は賃借人が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 賃貸人は、前項の主たる部分のほか、賃借人が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 賃貸人は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、賃借人の承諾を得なければならない。ただし、賃借人が設計図書においてしていた軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 賃借人は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。

(業務内容の変更等)

第5条 賃借人は、必要がある場合には、賃貸借業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、賃借人、賃貸人協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、賃貸人が損害を受けたときは、賃借人はその損害を賠償するものとし、その賠償額については、賃借人、賃貸人協議してこれを定める。

(物件の引渡し)

第6条 賃貸人は、物件を賃貸借期間の開始する日までに、賃借人の立会いのうえ、賃借人の指定す

る場所に納入し、賃借人の検査を受けるものとする。

- 2 物件を賃借人の指定する場所に納入するまでの費用（設置に要する経費を含む。）は、賃貸人の負担とする。

（管理責任）

第7条 賃借人は、善良な管理者の注意を持って物件を管理するものとする。

- 2 賃借人の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに欠損があった場合は、賃貸人はその賠償を賃借人に請求できるものとし、その額は賃借人、賃貸人協議して定める。

（契約不適合責任）

第8条 賃貸人は、物件の引渡し検査以降、物件のかしが発見された場合、賃借人の要請に応じて、速やかに当該物件の取替え又は補修を賃貸人の負担において行うものとする。

（賃貸借料の支払）

第9条 賃貸人は、賃貸借料を所定の手続きに従って請求するものとする。

- 2 賃借人は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第10条 賃貸借業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、賃貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃借人の責に帰する場合は、その損害のために生じた経費は、賃借人が負担するものとし、その額は賃借人、賃貸人協議して定める。

（秘密の保持）

第11条 賃貸人は、物件の保守、保持管理のため、賃借人の許可を得て物件の設置場所に立ち入ることができるものとする。

- 2 賃貸人は、前項の立入りに際して知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

（物件の返還）

第12条 賃借人は、賃貸借期間が終了したときは、納入場所において物件を賃貸人に返還するものとする。

- 2 物件を撤去するまでの費用（撤去に要する費用を含む。）は、賃貸人の負担とする。

（発注者の解除権）

第13条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる

- (1) 賃貸人の責に帰すべき事由により、賃貸借期間内に賃貸借業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、賃借人の指示に従わないとき。
- (3) 第3条又は第4条の規定に違反したとき。

(4) 第15条第1項各号の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、賃貸人は、賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

第13条の2 賃借人は、本契約に関し、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 賃貸人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 賃貸人が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 賃貸人は、排除措置命令又は納付命令が賃貸人でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し賃貸人の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命は、この契約を解除することができる。

3 前条2項の規定は、第1項及び前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第13条の3 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 貸貸人の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第14条 賃借人は、第13条第1項、第13条の2第1項及び前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、賃貸借業務の出来高部分で検査に合格したものは賃借人の所有とし、賃借人は、その出来高部分に相当する賃貸借料相当額を貸貸人に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、賃借人は、これによって生じた損害を賠償するものとし、その損害額については賃借人、貸貸人協議してこれを定める。

(受注者の解除権)

第15条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定により賃貸借業務の内容を変更したため賃貸借料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第5条第1項の規定により賃貸借業務の一時中止期間が賃貸借期間の10分の5（賃貸借期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。

(3) 賃借人が契約に違反し、その違反によって賃貸借業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等が生じたときは、賃借人の所在地の管轄裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他の事項)

第17条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、賃借人、貸貸人で協議して処理するものとする。

仕様書

1 件 名 福山地区消防組合水上消防署仮庁舎賃貸借

2 設置場所 広島県福山市箕沖町 地内

3 設置期限 契約日から 2025 年（令和 7 年）8 月 15 日

4 引渡期限 2025 年（令和 7 年）8 月 15 日

5 賃貸借期間

2025 年（令和 7 年）8 月 15 日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日

6 物件概要

(1) 仮庁舎建設

ア 構造

軽量鉄骨造（プレハブ）平家建（事務所棟）

イ 規模

延べ面積 90 m²程度

(2) 外構

仮囲い、アスファルト舗装、砕石敷き、土間コンクリート打設、区画線

7 付帯設備

電気設備工事、給排水衛生設備（給水管接続工事、下水道接続工事及びそれぞれの閉栓工事共）、プロパンガス設備、消防設備、空調設備、テレビ受信設備、シャワー設備、雨水排水設備及び法令により設置が義務付けられている設備

※ 内部仕様表同等以上とする。

8 図面等

(1) 特記仕様書

ア 建築

イ 電気設備

ウ 機械設備

(2) 附近見取図

(3) 図面

9 雑件

(1) 適切な施工の確保

ア 施工においては、関係法令を遵守して行う。

イ 施工現場には、適切な資格、技術力を有する者を配置する。

ウ 施工日程については、発注者と十分連絡を取る。

(2) 手続き等

ア 建物等設置に係わる各種申請手続きはすべて、受注者が遅滞なく行う。

(福山市建築指導課への計画通知、許可申請等)

イ 法令上必要とされる設備その他の費用は、受注者の負担とする。

(3) 提出図面等について

契約締結日から7日以内に平面図、立面図、断面図、短形図、掘削図及び工程表を提出する。

(4) 下請け契約について

ア 業務の適切な施工を確保するため、下請契約をしようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」(平成3年2月5建設省経構発第2号)の趣旨により、下請け契約における受注者の適切な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適切な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努める。

イ 受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。

(5) 災害防止対策

ア 施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」(建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修)及び「建築工事安全施行技術指針」(建設大臣官房官庁営繕部監督課長通達)を遵守して公衆災害防止に努める。また、工事期間中は交通誘導員を配置し、安全を期する。

イ 作業場の内外を問わず、施工に伴う危険・騒音・火災・風水害対策等は、関係法規に従って常に遺漏の無いよう養生、看板、案内板等の方策を講ずる。

ウ 施工期間中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他隣接に対する公害が発生しないよう各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて、施工にあたる。

エ 作業時間については、近隣への配慮を行う。

オ 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械を使用する。

1 0 特定副産物の搬出について

(1) 再資源化を図るもの

アスファルトコンクリート・コンクリート・木材・コンクリート及び鉄からなる建設資材上記以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という。）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき適正に処理する。

(2) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理する。

なお、本工事では広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいる。

1 1 建設発生土の処理について

発生土は協議により決定した、構内の場所へ仮置きし、除去時に埋戻し土として使用する。

1 2 建設材料等について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。

1 3 工事用水・工事用電力について

構内既存の施設の水、及び電気は利用できない。

1 4 引渡しまでの光熱水費について

本引込みより引渡しまでの基本料金、及び使用料は受注者負担とする。

1 5 現況確認について

工事の着手に先立ち、関係者立会いのうえ図面に基づいて敷地や周辺状況及び高低差な

どを確認する。

1 6 その他について

- (1) 水上消防署と仮庁舎の往来箇所は、2箇所とし往来箇所の段差解消及び夜間においても照明により往来に支障のないようすること。
往来箇所については、発注者と協議し決定する。
- (2) 本建物に関して法に係る保守点検及び保守業務があるときは、受注者で責任を持って行うこと。又、法に基づく点検業務及び報告については、その都度、担当者へ行うこと。
- (3) 施工に際して事前に、担当者と十分協議すること。
- (4) クレーン車による作業は、保安要員を配置し付近の安全を確保すること。
- (5) 工事車両の通行経路には交通誘導員を配置し、近隣住民等の安全を確保すること。なお、交通誘導員の配置については事前協議のうえ決定するものとする。
- (6) 施工にあたって近隣建物等に損傷を与えないよう十分注意すること。なお、損傷した場合は受注者の責任において速やかに復旧すること。
- (7) 施工場所周辺の雨水桝、設備配管等には十分注意して施工すること。破損したときは、受注者の責任において速やかに復旧すること。
- (8) 図面及び仕様書に定めなき詳細な事項については、発注者と受注者で協議して決定するものとする。
- (9) 受注者は賃貸借期間を過ぎた時は、速やかに建物の撤去及び敷地の現状復旧を行うこと。

建築特記仕様書

1 設計概要

- (1) 受注者は、契約締結前までに建築士法に基づく重要事項説明を行うこと。
- (2) 基礎、図面寸法は概数であり、施工にあたっては、各社モジュール寸法による。(責任施工とし施工期間中の一切の責任を負うものとする。)
- (3) 新品以外の材料を使用する場合は、汚れ・損傷・色むらがなく、使用に際し支障のないものとする。

2 構造

- (1) 本体は、軽量鉄骨造（プレハブ）平屋建とする。
- (2) 積載荷重は、建設基準法施行令第85条による。
- (3) 積雪荷重は30kg/m²とする。耐風は新基準とする。
- (4) 地耐力は30kN/m²を仮定している。なお、地質調査が必要な場合は受注者の負担にて

行うものとする。

3 基準高

現況確認後、現地打合せによる。

4 外部・内部仕上げ

設計概要及び内部仕様表同等以上とする。

5 その他

工事期間中、リース期間中は、作業範囲周囲に仮囲い（成形鋼板 H3,000 及びガードフェンス H1,800）を設置し、第三者の安全を確保する。その他必要に応じて適切な処置をし、安全を期する。

電気設備特記仕様書

1 一般事項

- (1) 工事は、図面及び仕様書によるほか、電気事業法、電気用品取締法、電気工事士法、内線規程、建築基準法、消防法その他関係法令等に準拠する。
- (2) 使用する機材及び材料は、原則として新品とし、それ以外の物を使用する場合は、汚れ、破損等のないものとする。
- (3) 機器類の故障時には、直ちに修理または取替を行うものとする。また、漏電、絶縁不良等についても直ちに対応するものとする。
- (4) テレビの電界強度、器具配線等の絶縁測定等必要な試験を行う。

2 特記事項

- (1) 幹線の電気方式は原則として下記による。
 - ア 電灯・コンセント 単相 3 線式 100/200V
 - イ 動力 3 相 3 線式 200V
- (2) 配線は、原則としてケーブル施工する。（天井ころがし、露出部分は配管・モール保護）
- (3) テレビ共聴システムは下記による。
 - ア アンテナ取付は、屋根上の電波受信状況の良好な部分に設置する。また、必要により増幅器等を設置し、支線等により台風等に十分耐ええるものとする。
 - イ アンテナ受口（2 口）設置場所は、食堂～1 箇所

- (4) 24時間換気については、各法令に準拠する換気扇を設置する。
- (5) スイッチ、コンセント等の取付位置は監督等と打ち合わせ後に取付けとする。
- (6) 受注者は各官庁、中国電力への必要な手続きを代行する。
- (7) コンセントについて、発電機回路は赤色コンセントとする。全てのコンセントに回路番号表示をする。

機械設備特記仕様書

1 一般事項

- (1) 施工は、図面及び仕様書によるほか、福山市水道局「給水装置標準設計施工 事務取扱要綱」その他、関係法令に準拠する。また、必要な官庁手続き等は請負者の責任において行う。
- (2) 使用する機器及び材料は、原則として新品とし、それ以外の物を使用する場合は、汚れ、破損等のない物とする。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、不都合が生じた場合は、機能回復又は補修しなければならない。

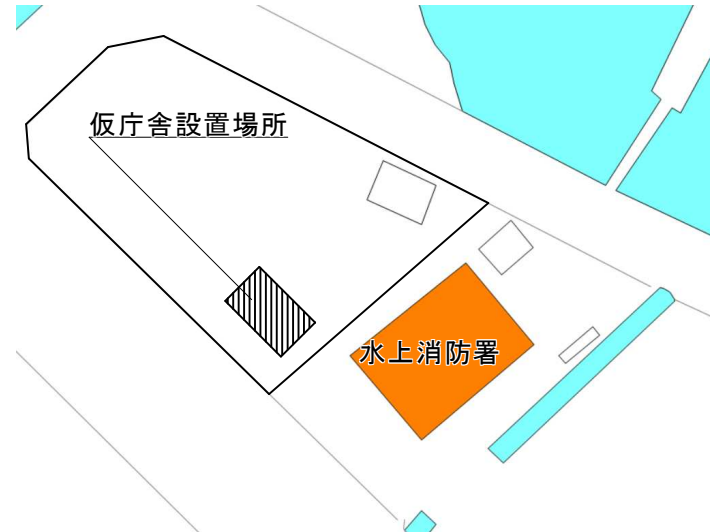
2 特記事項

- (1) 仮庁舎には、空調機器並びに衛生機器等一式を法令に従い、図面及び衛生器具表並びに空調機器等のとおり設置する。
- (2) 仮庁舎には、次のものを設置取付する。

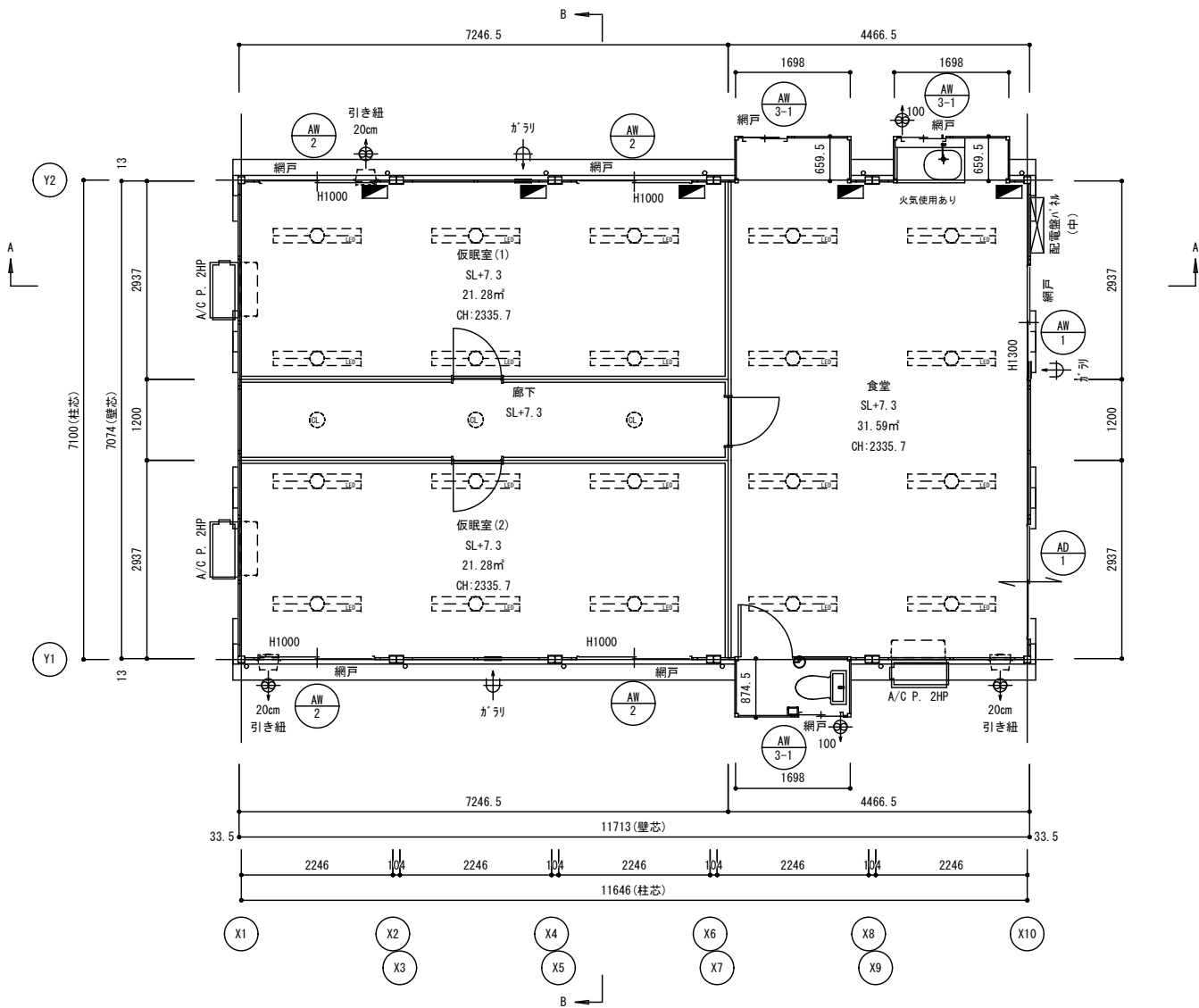
ア	ガス瞬間給湯器（湯沸し用）	1 箇所
イ	ガス給湯器（シャワー用）	1 箇所
ウ	二口ガスコンロ（グリル付）	食堂 1 箇所
エ	温水洗浄便座	
オ	仮眠室用折りたたみベッド6台	
カ	遮光カーテン一式、	
- (3) 関連業者との協議、調整は受注者において行う。
- (4) 給水管において、屋外露出等凍結の恐れのある箇所には、保温施工を施す。
- (5) 空調室外機設置位置他、各設備及び機器・リモコンの設置位置等については、受注後に発注者と協議し決定する。



附近見取図 S=Non Scale



配置図 S=1/400

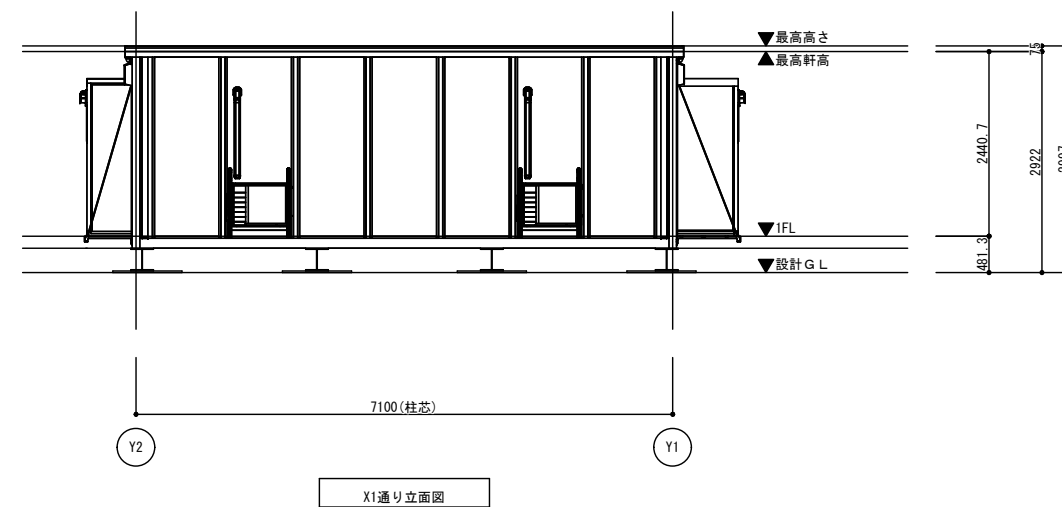
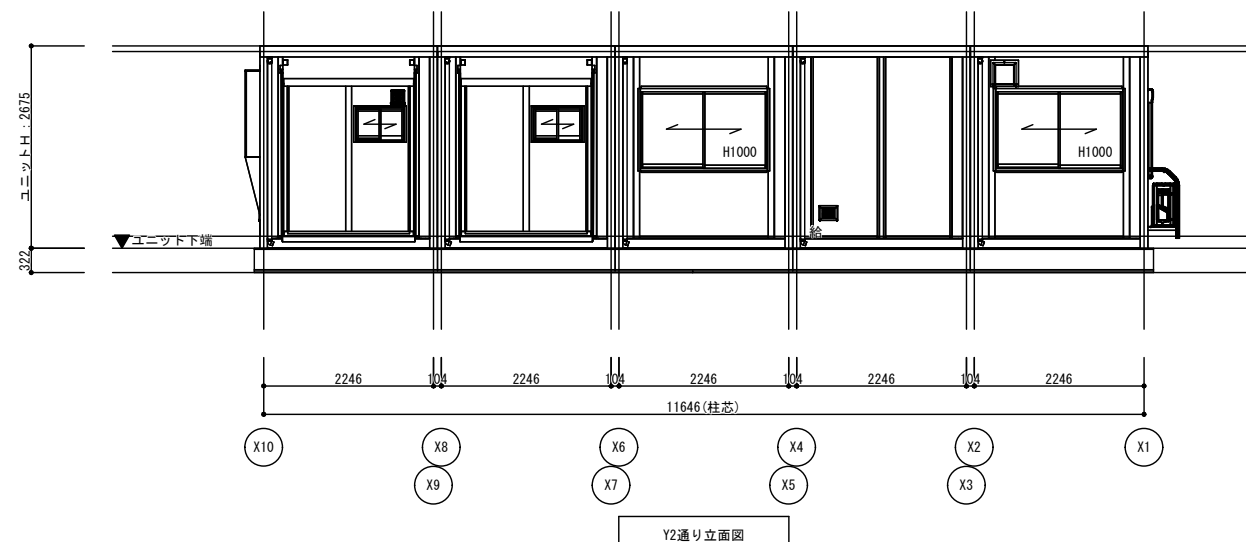
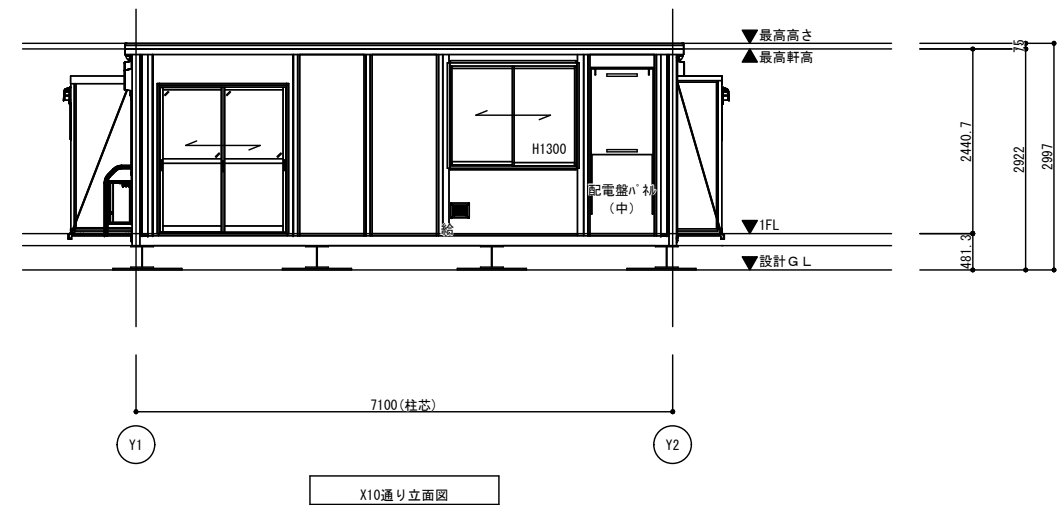
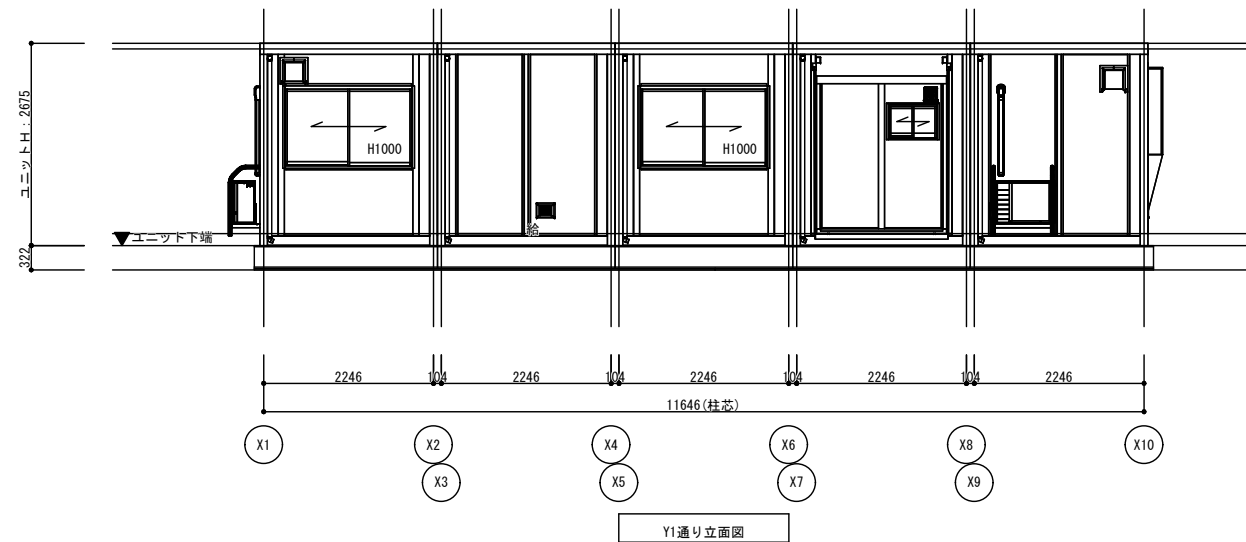


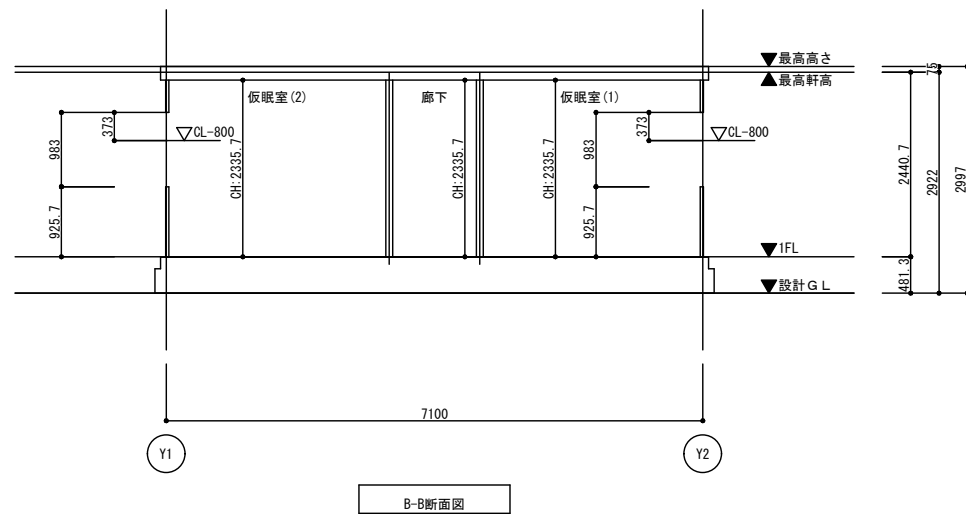
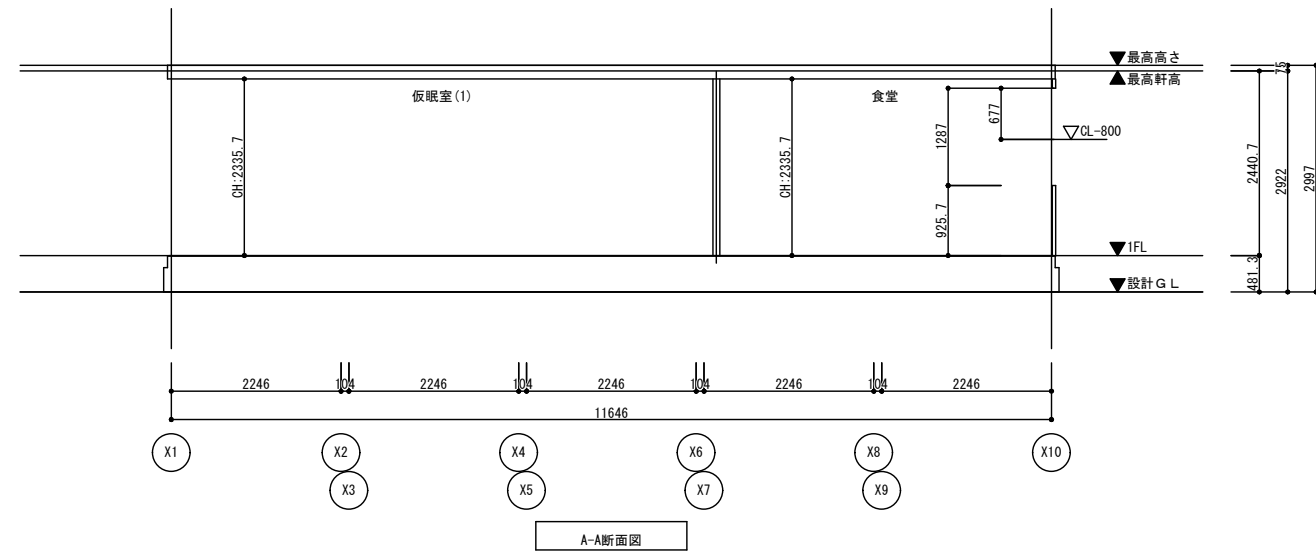
1階平面図

【内覧図】			
AD 1	引戸S	AW 1	引達窓 (H1300) S
材質: 7Mミ		材質: 7Mミ	
ガラス: FL3/7Mミ複合板		ガラス: FL3	
金物: サムライ'-鎌式デッドボルト		金物: クレセント錠	
-		-	
備考:		備考: 網戸	
AW 2	引達窓 (H1000) S	AW 3-1	小窓S (CP用)
材質: 7Mミ		材質: 7Mミ	
ガラス: FL3		ガラス: F4	
金物: クレセント錠		金物: クレセント錠	
-		-	
備考: 網戸		備考: 網戸	

■ 建物面積	
建築面積	86.58 m ²
1階床面積	86.58 m ²
延べ床面積	86.58 m ²

ガラス記号	FL3:透明t=3 FL5:透明t=5 FL6:透明t=6 FL8:透明t=8 FL10:透明t=10 F4:型t=4 F6:型t=6 PT5:強化ガラスt=5 PT6:強化ガラスt=6 PT8:強化ガラスt=8 PT10:強化ガラスt=10 FT4:強化型ガラスt=4 PW6.8:網入透明t=6.8 PW10:網入透明t=10 FW6.8:網入型t=6.8 FW10:網入型t=10 PFK5:耐熱強化ガラスt=5 PFK6.5:耐熱強化ガラスt=6.5 PFK8:耐熱強化ガラスt=8 FFK5:耐熱強化ガラス(ダブル)t=5 FFK10:耐熱強化ガラス(ダブル)t=10 A6:空気層6mm A12:空気層12mm A4:空気層4mm A5:空気層5mm A7:空気層7mm A8:空気層8mm A14:空気層14mm F5:型t=5 A11:空気層11mm
-------	--





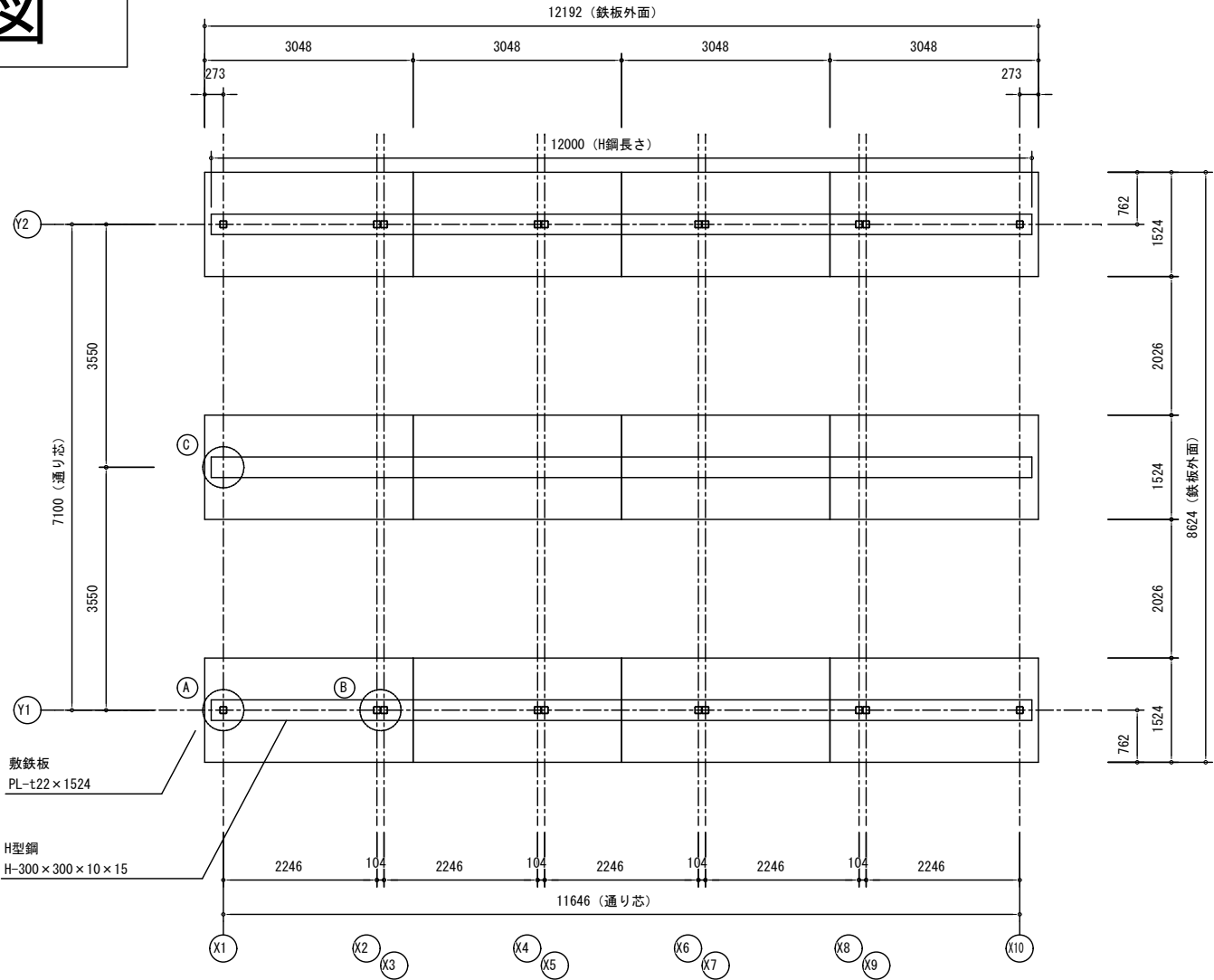
			A1版 (100%) A3版 (50%)	
			断面No	5
福山地区消防組合消防局総務部総務課			断面図	7
設計 2025年 4月			縮尺 S=1:50	
福山地区消防組合水上消防署仮庁舎賃貸借				

参考図

長期許容支持力 $f_e = 30 \text{ kN/m}$

2

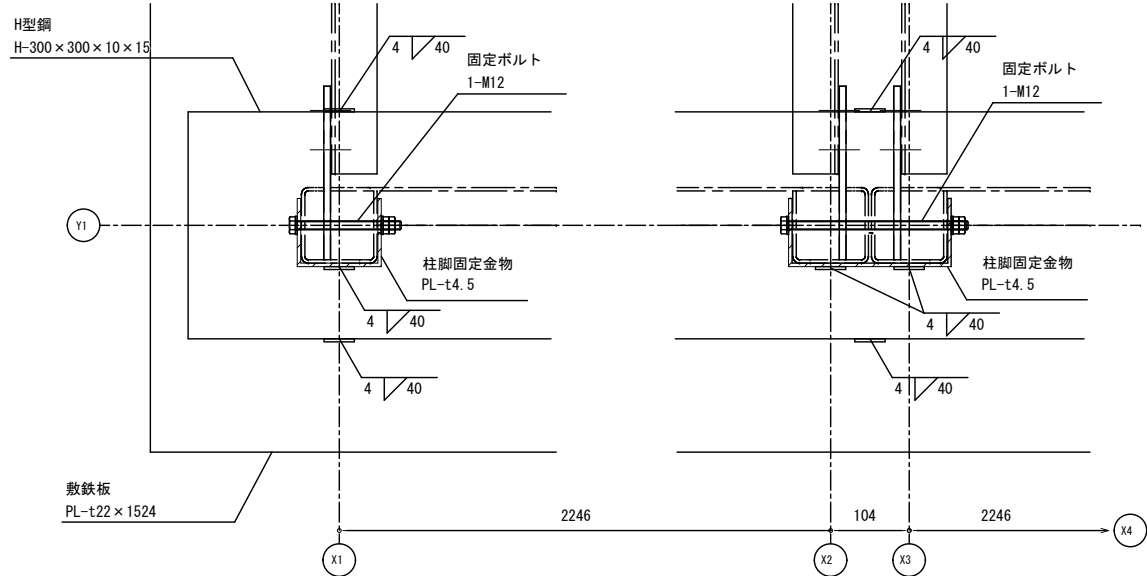
※本図は標準プランを想定した参考基礎図である。
最終的な基礎図は地盤調査及び構造計算により決定する。
基礎工事の際は申請図書の見最終基礎図で施工を行うこと。



基礎伏図 (見下げ図)

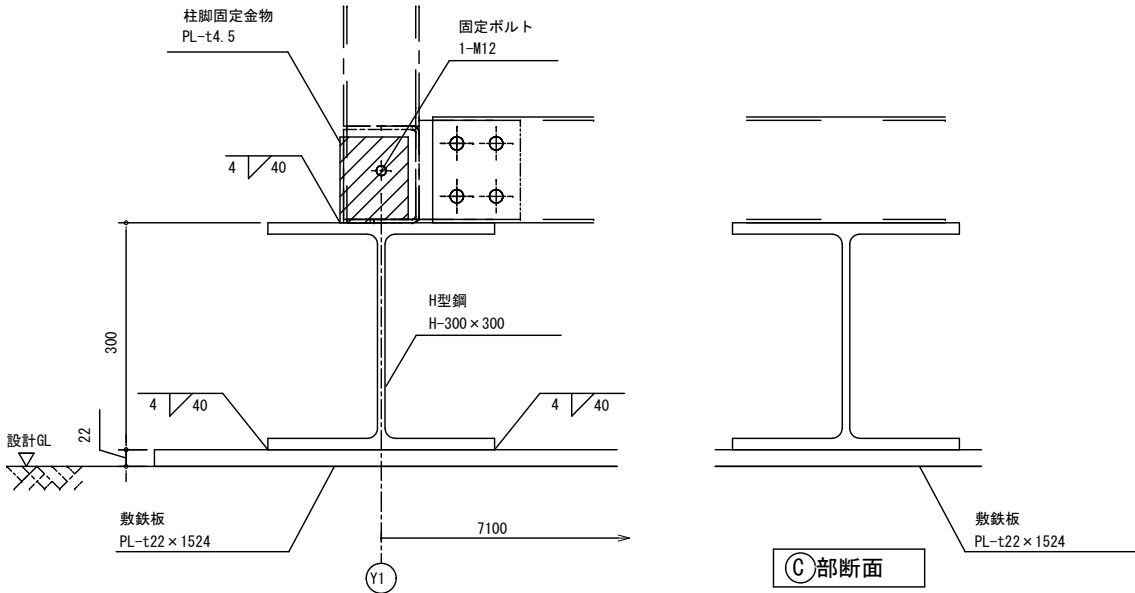
特記なき限り下記による。

- 1. 基礎天端は設計GL+22とする。
- 2. 基礎下端は設計GL-0とする。



Ⓐ詳細図 (S=1 : 10)

Ⓑ詳細図 (S=1 : 10)



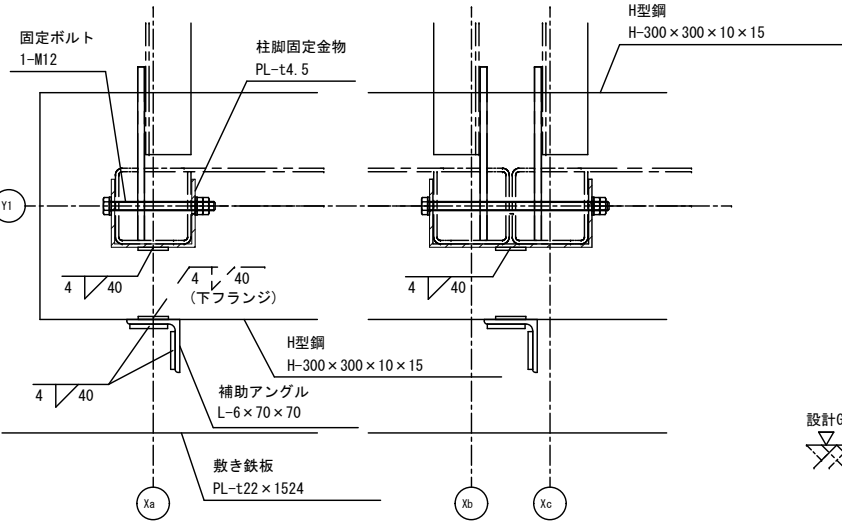
柱脚詳細図 (S=1 : 10)

※現地地盤状況に合わせてレベル調整を行うこと。
調整には鋼材を使用し、下部鉄板と溶接により固定する。
詳細は「基礎詳細図 (レベル調整図)」を参照のこと。

A1版 (100%)
A3版 (50%)

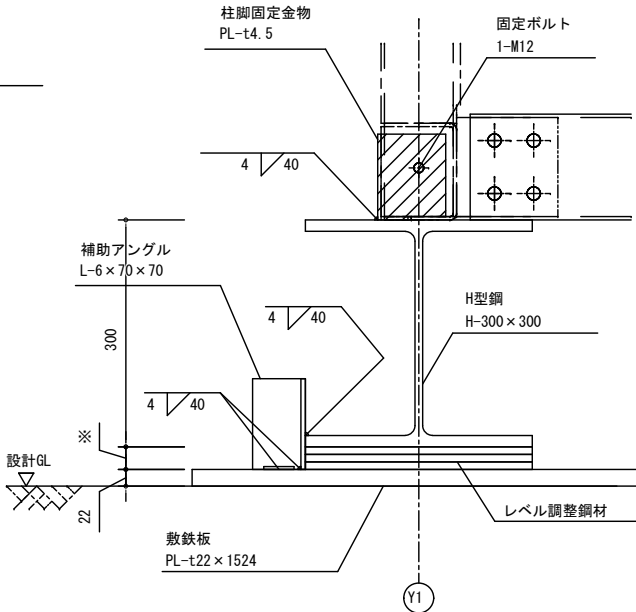
調整高さ 300mmまで

A (補助アングル調整)



平面図

(S=1 : 10)



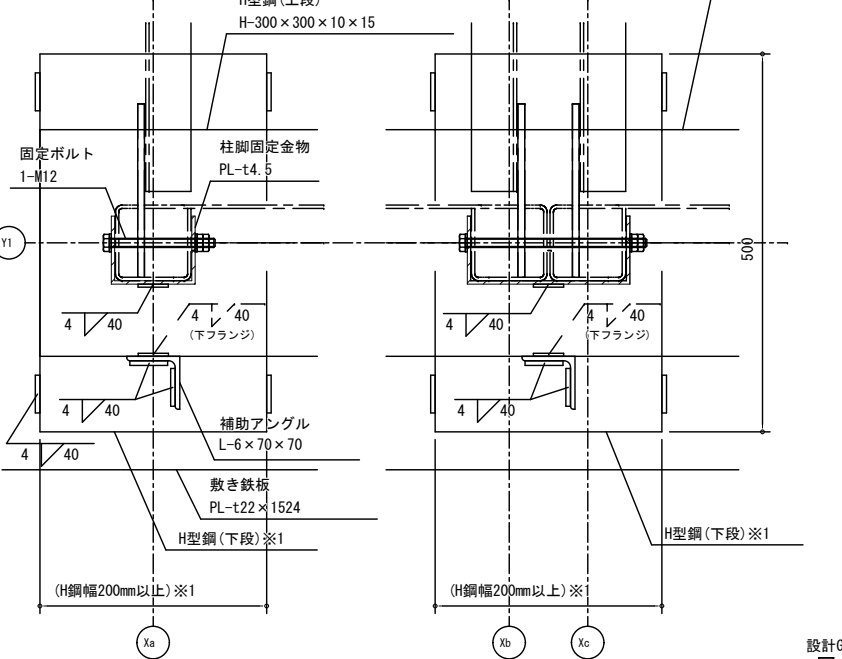
※レベル調整材を重ねて設置し、サポートの補助アングルを立てる。
調整材は厚板、型钢などを用いても良い。
補助アングルの上下端は敷鉄板及び柱脚固定金物と溶接する。

レベル調整図

(S=1 : 10)

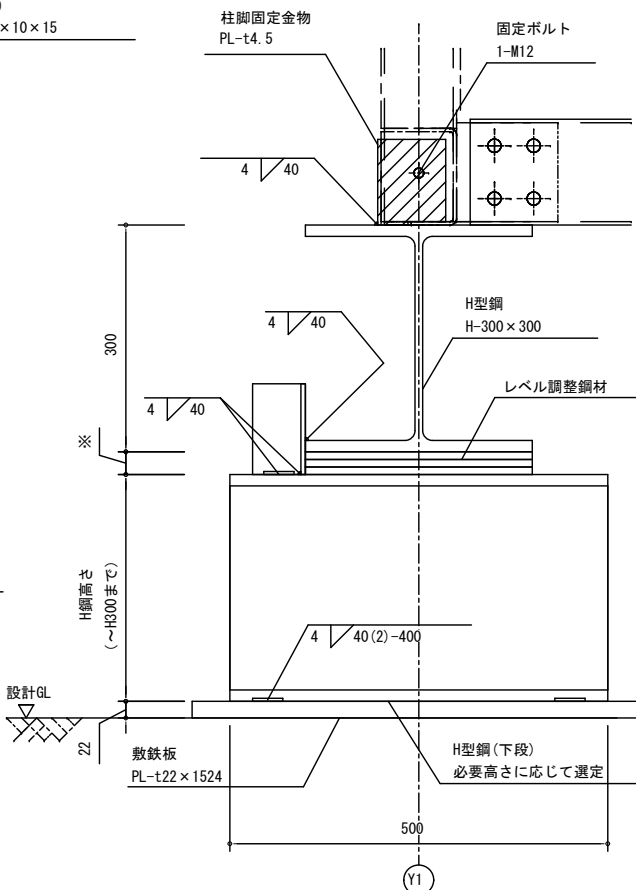
調整高さ 600mmまで

B (H鋼調整)



平面図

(S=1 : 10)

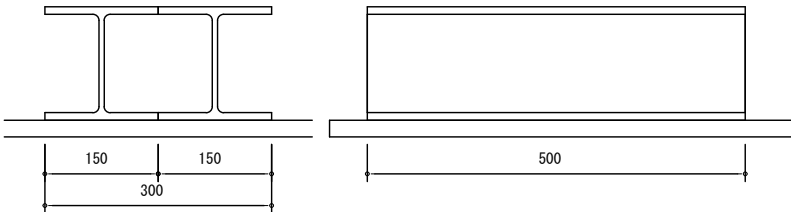


※H鋼を直行方向に配置しレベル調整高さを確保する。
H鋼上での調整はAと同様。

レベル調整図

(S=1 : 10)

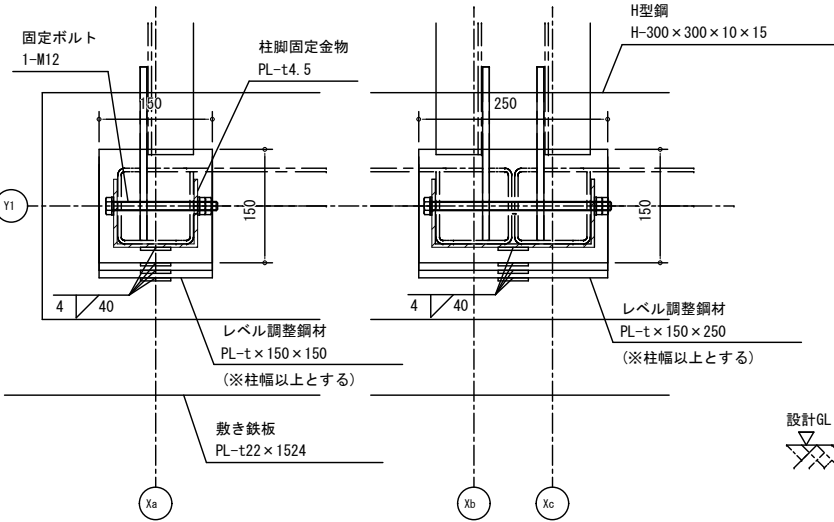
※1 H200未満のH鋼を使用する場合は
H鋼を2列並べて200幅以上とすること。
例) H-150×150の場合



H鋼上での微調整方法

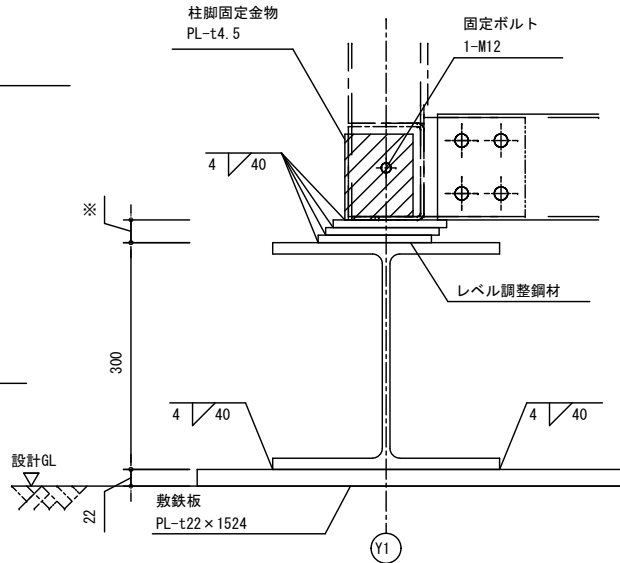
※H鋼下での調整はA、Bによる。

C (H鋼上でのプレート調整)



平面図

(S=1 : 10)

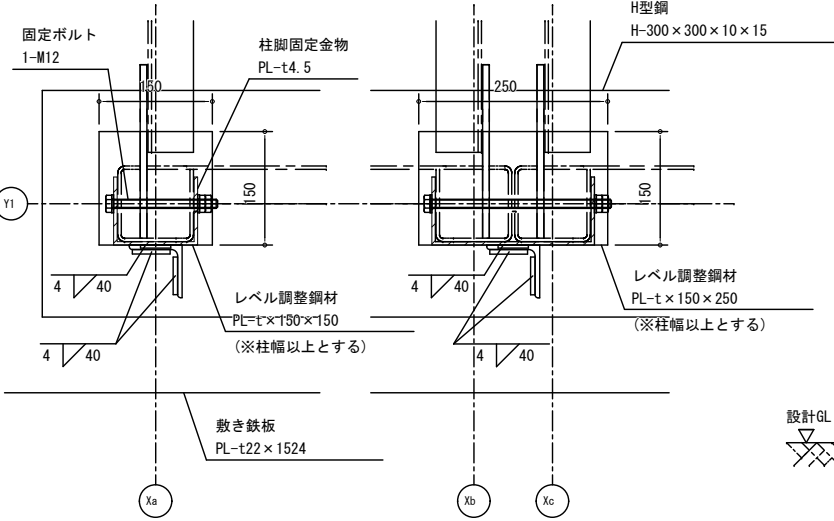


※プレート等の鋼材を重ねそれぞれを溶接で固定する。
その他、厚板、型钢などを用いても良い。
溶接要領は柱脚固定金物と同様とする。

レベル調整図

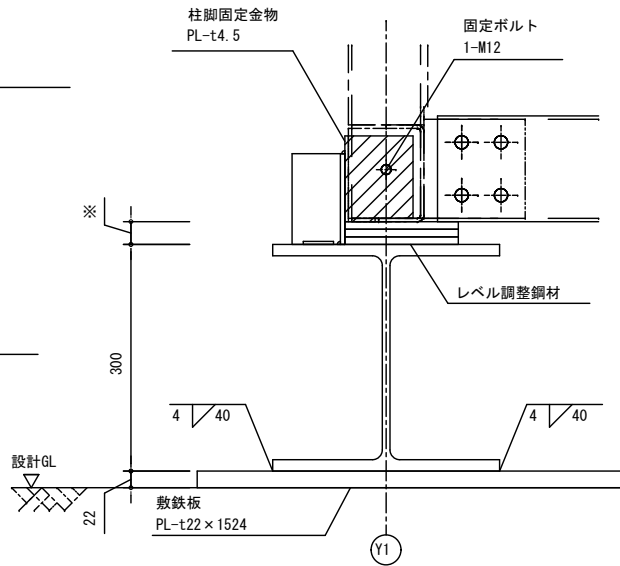
(S=1 : 10)

D (H鋼上での補助アングル調整)



平面図

(S=1 : 10)



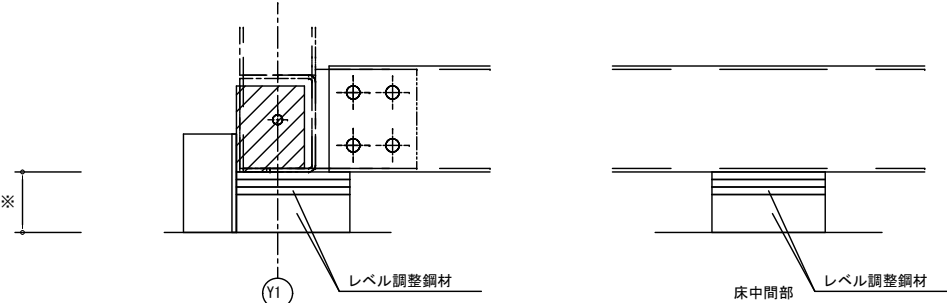
※レベル調整材を重ねて設置し、サポートの補助アングルを立てる。
調整材は厚板、型钢などを用いても良い。
補助アングルの上下端は敷鉄板及び柱脚固定金物と溶接する。

レベル調整図

(S=1 : 10)

床中間部について

床中間部は鉛直荷重のみの負担であり水平力は作用しないため溶接固定は不要とする。
調整材は柱下と同様に鋼材を使用する。



A1版 (100%)
A3版 (50%)

福山地区消防組合消防局総務部総務課

設計 2025年 4月

福山地区消防組合水上消防署仮庁舎賃貸借

図面名称 基礎詳細図

図示

7
7